

令和4年度 教育委員会 第13回定例会 議案

1 日 時 令和4年11月2日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第25号議案 令和5年度静岡県立高等学校生徒募集計画及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 … 1

<非>第26号議案 静岡県いじめ問題対策連絡協議会及び静岡県いじめ問題対策本部の委嘱 … 非

<非>第27号議案 教職員の懲戒処分 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 25 号議案

令和 5 年度静岡県立高等学校生徒募集計画及び 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

令和 5 年度静岡県立高等学校生徒募集計画について、別紙 1 のとおり決定し、関係する規則を別紙 2 のとおり改正する。

改正する規則名 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則
改正規則の施行日 令和 5 年 4 月 1 日

令和 4 年 11 月 2 日提出

静岡県教育委員会教育長

令和5年度 静岡県立高等学校 生徒募集計画 (一覽)

1 全日制の課程及び定時制の課程

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
下田	普通	4 → 3	160→120	普通	1	40
	理数	1	40			
南伊豆分校	園芸	1	40			
松崎	普通	2	80			
稲取	普通	2	80			
伊東	普通	3 → 0	120 → 0	普通	1 → 0	40 → 0
城ヶ崎分校	普通	1 → 0	40 → 0			
伊東商業	総合ビジネス	2 → 0	80 → 0			
伊豆伊東	普通	0 → 4	0 → 160	普通	0 → 1	0 → 40
	ビジネスマネジメント	0 → 2	0 → 80			
熱海	普通	2	80			
伊豆総合	工業	2	80			
	総合	2	80			
土肥分校	普通	1	35			
菫山	普通	6	240			
	理数	1	40			
伊豆中央	普通	5 → 4	200→160			
田方農業	生産科学	2	80			
	園芸デザイン					
	動物科学	1	40			
	食品科学	2	80			
	ライフデザイン					
三島南	普通	5	200			
三島北	普通	7	280			
御殿場	創造工学	2 → 1	80→40			
	創造ビジネス	1	40			
	生活創造デザイン	1	40			
御殿場南	普通	4	160			
小山	普通	3	120	普通	1	40
裾野	総合	4	160			
沼津東	普通	6	240			
	理数	1	40			

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
沼津西	普通	4	160	工業技術	1	40
	芸術	1	40			
沼津城北	普通	3	120			
沼津工業	機械	5	200			
	電気					
	電子ロボット					
	建築					
沼津商業	情報ビジネス	2	80			
	総合ビジネス	3	120			
吉原	普通	4	160			
	国際	1	40			
吉原工業	機械	→機械工 学	5 → 4	200→160		
	電子機械	→ロボッ ト工学				
	電気電子	→電気情 報工学				
	システム 化学	→理数化 学				
	数理工学					
富士	普通	6	240	普通	1	40
	理数	1	40			
富士東	普通	5	200			
富士宮東	普通	4	160	普通	1	40
	福祉	1	40			
富士宮北	普通	3	120			
	商業	2	80			
富士宮西	普通	4	160			
富岳館	総合	5	200			
清水東	普通	6	240	普通	1	40
	理数	1	40			
清水西	普通	5 → 4	200→160			
清水南	普通	3	120(*1)			
	芸術	1	40(*1)			

(*1)ただし併設型中学校からの入学予定者を含む。

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
科学技術	機械工学	1	40	工業技術	1	40
	ロボット工学	1	40			
	電気工学	1	40			
	情報システム	1	40			
	建築デザイン	1	40			
	都市基盤工学	1	40			
	電子物質工学	1	40			
	理工	1	40			
静岡	普通	8	320	普通	1	40
静岡城北	普通	5	200			
	グローバル	1	40			
静岡東	普通	7	280			
静岡西	普通	4 → 3	160→120			
駿河総合	総合	6	240			
静岡農業	生物生産	2	80			
	生産流通					
	環境科学	2	80			
	食品科学	2	80			
	生活科学					
静岡商業	情報処理	2	80			
	商業	4	160			
焼津中央	普通	7	280			
焼津水産	栽培漁業	1	40			
	海洋科学	2	80			
	食品科学	1	40			
	流通情報	1	40			
清流館	普通	4	160			
	福祉	1	40			
藤枝東	普通	7	280	普通	1	40
藤枝西	普通	4	160			
藤枝北	総合	4	160			
島田	普通	5	200			

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程					
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員			
島田工業	機械	3	120						
	電気								
	情報電子								
	建築	2	80						
	都市工学								
島田商業	商業	5	200	商業	1	40			
川根	普通	2	80						
榛原	普通	4	160				普通	1	40
	理数	1	40						
相良	普通	2	80						
	商業	1	40						
掛川東	普通	5	200						
掛川西	普通	7	280						
	理数	1	40						
掛川工業	機械	1	40						
	電子機械	1	40						
	情報技術	1	40						
	環境設備	1	40						
	電子電気	1	40						
横須賀	普通	3	120						
池新田	普通	3	120						
小笠	総合	5	200						
遠江総合	総合	5	200						
袋井	普通	7	280						
袋井商業	商業	4	160						
磐田南	普通	7	280				普通	1	40
	理数	1	40						
磐田北	普通	5	200						
	福祉	1	40						

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程					
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員			
磐田農業	生産科学	1	40						
	生産流通	1	40						
	環境科学	1	40						
	食品科学	1	40						
	生活科学	1	40						
磐田西	普通	4	160						
	総合ビジネス	2	80						
天竜	森林・環境	1	40						
	総合	4 → 3	160→120						
	福祉	0 → 1	0 → 20						
春野校舎	普通	1	35						
浜松北	普通	8	320				普通	1	40
	国際	1	40						
浜松西	普通	6	240(*2)						
浜松南	普通	8	320						
	理数	1	40						
浜松湖東	普通	7	280						
浜松湖南	普通	7	280						
	英語	1	40						
浜松江之島	普通	4	160						
	芸術	1	40						
浜松東	普通	4	160						
	情報ビジネス	2	80						
	総合ビジネス	2	80						
浜松大平台	総合	4	160				普通	5	200
浜松工業	機械	2	80				工業技術	1	40
	電気	1	40						
	情報技術	1	40						
	建築	1	40						
	土木	1	40						
	デザイン	1	40						
	システム化学	1	40						
	理数工学	1	40						

(*2)ただし併設型中学校からの入学予定者を含む。

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程					
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員			
浜松城北工業	機械	3	120						
	電子機械	1	40						
	電気	1	40						
	電子	2	80						
浜松商業	情報処理	2	80						
	商業	6	240						
浜名	普通	9	360				普通	1	40
浜北西	普通	7	280						
浜松湖北	普通	4	160						
	産業マネジメントⅠ	1	40						
	産業マネジメントⅡ	2	80						
	産業マネジメントⅢ	1	40						
佐久間分校	普通	1	40						
新居	普通	4	160	普通	1	40			
湖西	普通	4	160						
三島長陵							普通	5	200
静岡中央							普通	6	240

計		446	17,830
		→440	→17,570

	33	1,320
--	----	-------

2 通信制の課程

学校名	学科名	定員
静岡中央	普通	1,000

3 専攻科

学校名	学科名	定員
焼津水産	航海工学	15

別紙2

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月 日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

1 学年制による課程を設ける高等学校

名 称	全 日 制 の 課 程						定 時 制 の 課 程						所在地	
	学 科	生 徒 定 員					学科	昼 夜 別	生 徒 定 員					
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	計	第1 学年			第2 学年	第3 学年	第4 学年	計		
静岡県立下田 高等学 校	普 通 理 数	120 40	160 40	160 40	440 120	普通	夜	40	40	40	40	160	下田市蓮台寺 152	
南伊豆分校	園 芸	40	40	40	120								賀茂郡南伊豆町 石井58	
静岡県立松崎 高等学 校	普 通	80	80	80	240								賀茂郡松崎町桜 田188	
静岡県立稲取 高等学 校	普 通	80	80	80	240								賀茂郡東伊豆町 稲取3012-2	
静岡県立伊豆 伊東高等学 校	普 通	160	160	160	480								伊東市吉田748 -1	
	ビ ジ ネ ス マ ネ ジ メ ン ト 総合ビジネス	80 -	- 80	- 80	80 160	普通	夜	40	40	40	40	160		
静岡県立熱海 高等学 校	普 通	80	80	80	240								熱海市下多賀字 向山1484-22	
静岡県立伊豆 総合高等学 校	工 業	80	80	80	240								伊豆市牧之郷 892	
	普 通	35	35	35	105								伊豆市土肥870 -1	
静岡県立葦山 高等学 校	普 通 理 数	240 40	240 40	240 40	720 120								伊豆の国市葦山 葦山229	
静岡県立伊豆 中央高等学 校	普 通	160	200	200	560								伊豆の国市寺家 970-1	
静岡県立田方 農業高等学 校	生 産 科 学	} 80	40	40	} 240								田方郡函南町塚 本961	
	園 芸 デ ザ イ ン		40	40										
	動 物 科 学	40	40	40	120									
	食 品 科 学 ライフデザイン	} 80	40	40	} 240									
ライフデザイン	40		40											
静岡県立三島 北高等学 校	普 通	280	280	280	840								三島市文教町一 丁目3-18	

静岡県立御殿場高等学校	創造工学	40	80	80	200											御殿場市御殿場 192-1	
	創造ビジネス	40	40	40	120												
	生活創造デザイン	40	40	40	120												
静岡県立御殿場南高等学校	普通	160	160	160	480											御殿場市新橋 1450	
静岡県立小山高等学校	普通	120	120	120	360	普通	夜	40	40	40	40	160				駿東郡小山町竹之下369	
静岡県立沼津西高等学校	普通	160	160	160	480											沼津市本字千本 1910-9	
	芸術	40	40	40	120												
静岡県立沼津城北高等学校	普通	120	120	120	360											沼津市岡一色 875	
静岡県立沼津工業高等学校	機械	200	40	40	600	工業技術	夜	40	40	40	40	160				沼津市下香貫八重129-1	
	電気		40	40													
	建築		40	40													
	電子ロボット		40	40													
都市環境工学	40	40															
静岡県立沼津商業高等学校	情報ビジネス	80	80	80	240											駿東郡清水町徳倉1205	
	総合ビジネス	120	120	120	360												
静岡県立吉原高等学校	普通	160	160	160	480											富士市今泉2160	
	国際	40	40	40	120												
静岡県立吉原工業高等学校	機械工学	160	-	-	560											富士市比奈2300	
	ロボット工学		-	-													
	電気情報工学		-	-													
	理数化学		-	-													
	機械		-	40													40
	電子機械		-	40													40
	電気電子		-	40													40
システム化学	-	40	40														
数理工学	-	40	40														
静岡県立富士高等学校	普通	240	240	240	720	普通	夜	40	40	40	40	160				富士市松本17	
	理数	40	40	40	120												
静岡県立富士東高等学校	普通	200	200	200	600											富士市今泉2921	
静岡県立富士宮東高等学校	普通	160	160	160	480	普通	夜	40	40	40	40	160				富士宮市小泉 1234	
	福祉	40	40	40	120												
静岡県立富士宮北高等学校	普通	120	120	120	360											富士宮市宮北町 230	
	商業	80	80	80	240												
静岡県立富士宮西高等学校	普通	160	160	160	480											富士宮市淀師 1550	
静岡県立清水東高等学校	普通	240	240	240	720	普通	夜	40	40	40	40	160				静岡市清水区秋吉町5-10	
静岡県立清水西高等学校	普通	160	200	200	560											静岡市清水区青葉町5-1	
静岡県立清水南高等学校	普通	120	120	120	360											静岡市清水区折戸三丁目2-1	
芸術	40	40	40	120													

静岡県立科学技術高等学校	機械工学	40	40	40	120	工業技術	夜	40	40	40	40	160	静岡市葵区長沼500-1
	電気工学	40	40	40	120								
	ロボット工学	40	40	40	120								
	電子物質工学	40	40	40	120								
	情報システム	40	40	40	120								
	建築デザイン	40	40	40	120								
	都市基盤工学	40	40	40	120								
理工	40	40	40	120									
静岡県立静岡高等学校	普通	320	320	280	920	普通	夜	40	40	40	40	160	静岡市葵区長谷町66
静岡県立静岡城北高等学校	普通	200	200	200	600								静岡市葵区北安東二丁目3-1
	グローバル	40	40	40	120								
静岡県立静岡東高等学校	普通	280	280	280	840								静岡市葵区川合三丁目24-1
静岡県立静岡西高等学校	普通	120	160	160	440								静岡市葵区牧ヶ谷680-1
静岡県立静岡農業高等学校	生物生産	} 80	40	40	} 240								静岡市葵区古庄三丁目1-1
	生産流通		40	40									
	環境科学	80	80	80	240								
	食品科学	} 80	40	40	} 240								
生活科学	40		40										
静岡県立静岡商業高等学校	情報処理	80	80	80	240								静岡市葵区田町七丁目90
	商業	160	160	160	480								
静岡県立焼津中央高等学校	普通	280	280	280	840								焼津市小土157-1
静岡県立焼津水産高等学校	栽培漁業	40	40	40	120								焼津市焼津五丁目5-2
	海洋科学	80	80	80	240								
	食品科学	40	40	40	120								
	流通情報	40	40	40	120								
静岡県立清流館高等学校	普通	160	160	200	520								焼津市上新田292-1
	福祉	40	40	40	120								
静岡県立藤枝東高等学校	普通	280	280	280	840	普通	夜	40	40	40	40	160	藤枝市天王町一丁目7-1
静岡県立藤枝西高等学校	普通	160	160	160	480								藤枝市城南二丁目4-6
静岡県立島田高等学校	普通	200	200	200	600								島田市稲荷一丁目7-1
静岡県立島田工業高等学校	機械	} 120	40	40	} 360								島田市阿知ヶ谷201
	電気		40	40									
	情報電子	} 80	40	40	} 240								
	建築		40	40									
都市工学	80	40	40	240									
静岡県立島田商業高等学校	商業	200	200	-	400	商業	夜	40	40	40	40	160	島田市祇園町8707
	情報ビジネス	-	-	40	40								
	総合ビジネス	-	-	160	160								

静岡県立金谷 高等学 校	普 通	—	—	70	70											島田市金谷根岸 町35
静岡県立川根 高等学 校	普 通	80	80	80	240											榛原郡川根本町 徳山1644-1
静岡県立榛原 高等学 校	普 理 通 数	160 40	160 40	160 40	480 120	普 通	夜	40	40	40	40	160				牧之原市静波 850
静岡県立相良 高等学 校	普 商 通 業	80 40	80 40	80 40	240 120											牧之原市波津 1700-3
静岡県立掛川 西高等学 校	普 理 通 数	280 40	280 40	280 40	840 120											掛川市城西一丁 目1-6
静岡県立掛川 工業高等学 校	機 械	40	40	40	120											掛川市葵町15- 1
	電 子 機 械	40	40	40	120											
	情 報 技 術	40	40	40	120											
	環 境 設 備	40	40	40	120											
電 子 電 気	40	40	40	120												
静岡県立横須 賀高等学 校	普 通	120	120	120	360											掛川市横須賀 1491-1
静岡県立池新 田高等学 校	普 通	120	120	120	360											御前崎市池新田 2907-1
静岡県立袋井 高等学 校	普 通	280	280	280	840											袋井市愛野2446 -1
静岡県立袋井 商業高等学 校	商 業	160	160	160	480											袋井市久能2350
静岡県立磐田 南高等学 校	普 理 通 数	280 40	280 40	240 40	800 120	普 通	夜	40	40	40	40	160				磐田市見付3084
静岡県立磐田 北高等学 校	普 福 通 社	200 40	200 40	200 40	600 120											磐田市見付2031 -2
静岡県立磐田 農業高等学 校	生 産 科 学	40	40	40	120											磐田市中泉168
	生 産 流 通	40	40	40	120											
	環 境 科 学	40	40	40	120											
	食 品 科 学	40	40	40	120											
生 活 科 学	40	40	40	120												
静岡県立磐田 西高等学 校	普 通	160	160	160	480											磐田市中泉2680 -1
	総 合 ビ ジ ネ ス	80	80	80	240											
静岡県立天竜 高等学 校	森 林 ・ 環 境 福 祉	40 20	40 —	40 —	120 20											浜松市天竜区二 俣町二俣601
	普 通	35	35	35	105											
静岡県立浜松 北高等学 校	普 通 国 際	320 40	320 40	320 40	960 120	普 通	夜	40	40	40	40	160				浜松市中区広沢 一丁目30-1
静岡県立浜松 西高等学 校	普 通	240	240	240	720											浜松市中区西伊 場町3-1

静岡県立浜松南高等学校	普通	320	320	280	920											浜松市南区米津町961
静岡県立浜松湖東高等学校	普通	280	280	280	840											浜松市西区大人見町3600
静岡県立浜松湖南高等学校	普通 英語	280	280	280	840											浜松市西区馬郡町3791-1
静岡県立浜松江之島高等学校	普通 芸術	160	160	160	480											浜松市南区江之島町630-1
静岡県立浜松東高等学校	普通	160	160	120	440											浜松市東区笠井新田町1442
	情報ビジネス	80	80	80	240											
	総合ビジネス	80	80	80	240											
静岡県立浜松工業高等学校	機械	80	80	80	240	工業 技術	夜	40	40	40	40	160				浜松市北区初生町1150
	電気	40	40	40	120											
	情報技術	40	40	40	120											
	建築	40	40	40	120											
	土木	40	40	40	120											
	デザイン	40	40	40	120											
	システム化学	40	40	40	120											
理数工学	40	40	40	120												
静岡県立浜松城北高等学校	機械	120	120	120	360											浜松市中区住吉五丁目16-1
	電子機械	40	40	40	120											
	電気	40	40	40	120											
	電子	80	80	80	240											
静岡県立浜松商業高等学校	情報処理 商業	80	80	80	240											浜松市中区文丘町4-11
静岡県立浜松名高等学校	普通	360	360	360	1080	普通	夜	40	40	40	40	160				浜松市浜北区西美園2939-1
静岡県立浜松北西高等学校	普通	280	280	280	840											浜松市浜北区新原4175-1
静岡県立浜松湖北高等学校	普通	160	160	160	480											浜松市北区引佐町金指1428
	産業マネジメントⅠ	40	40	40	120											
	産業マネジメントⅡ	80	80	80	240											
	産業マネジメントⅢ	40	40	40	120											
佐久間分校	普通	40	40	40	120										浜松市天竜区佐久間町中部683-1	
静岡県立新居高等学校	普通	160	160	200	520	普通	夜	40	40	40	40	160				湖西市新居町内山2036
静岡県立湖西高等学校	普通	160	160	160	480											湖西市鷺津1510-2

2 単位制による課程を設ける高等学校

名 称	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程		所在地
	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	
静岡県立伊豆総合高等学校	総 合	280					伊豆市牧之郷892
静岡県立三島南高等学校	普 通	600					三島市大場608
静岡県立裾野高等学校	総 合	520					裾野市佐野900-1
静岡県立沼津東高等学校	普 通 理 数	720 120					沼津市岡宮812
静岡県立富岳館高等学校	総 合	600					富士宮市弓沢町732
静岡県立駿河総合高等学校	総 合	720					静岡市駿河区有東 三丁目4-17
静岡県立藤枝北高等学校	総 合	520					藤枝市郡970
静岡県立掛川東高等学校	普 通	600					掛川市南西郷1357
静岡県立小笠高等学校	総 合	600					菊川市東横地1222-3
静岡県立遠江総合高等学校	総 合	640					周智郡森町森2085
静岡県立天竜高等学校	総 合	440					浜松市天竜区二 俣町二俣601
静岡県立浜松大平台高等学校	総 合	480	普 通	800			浜松市西区大平台 四丁目25-1
静岡県立三島長陵高等学校			普 通	800			三島市文教町一丁目 3-93
静岡県立静岡中央高等学校			普 通	960	普 通	4000	静岡市葵区城北 二丁目29-1

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(件名)

**令和 5 年度県立高等学校生徒募集計画
県立高等学校学則の一部を改正する規則**

(高校教育課)

1 令和 5 年度県立高等学校生徒募集計画について (別紙)

次年度の高等学校の生徒募集計画は、各地区の中学校卒業予定者数や進学状況の実績等を集計・分析し策定している。

【今回のポイント】

(1) 募集定員

公立高等学校全日制の課程の募集定員を 18,930 人とする

○人口推計から、令和 5 年 3 月の県内中学校卒業予定者数を 33,130 人（前年度実績 32,748 人）と推測

○過去の進学実績に基づき

- ・全日制・定時制の課程及び高等専門学校等への進学者を 30,972 人
- ・高等学校全日制課程への入学予定者数を公私立で 30,245 人
- ・うち、公立高等学校全日制の課程 18,980 人 でそれぞれ見込み

(2) 学級定員

○以下の学級以外は 40 人とする

- ・長期欠席生徒選抜実施校 2 校 2 学級…35 人
(伊豆総合高等学校土肥分校普通科、天竜高等学校春野校舎普通科)
- ・天竜高等学校福祉科 1 学級…20 人

(3) 募集学級数

○県立高校で 440 学級（市立含む公立高校全体で 474 学級）とする

- ・前年度に比べ 6 学級減（昨年度：県立 446 学級、公立全体 480 学級）

2 県立高等学校学則の一部を改正する規則について (別紙 2)

高等学校の学科及び生徒定員は、県立高等学校学則にて定められており、上記生徒募集計画及び 7 月 7 日の定例会で議決した学科改善の内容を踏まえ、所要の改正を行う。

3 今後のスケジュール

- ・議決後、記者提供を行い公表、中学校・市町教育委員会等へ伝達・周知

令和 5 年度 静岡県立高等学校募集計画 総括表

		令和 4 年度	令和 5 年度	増減
中卒者		32,763 人	33,130 人	+367 人
高等学校数		90 校	89 校	-1 校
	県立	85 校	84 校	-1 校(伊東地区再編) ※1
	市立	5 校	5 校	増減なし
全日制募集定員		19,190 人	18,930 人	-260 人
・学級数		480 学級	474 学級	-6 学級
	県立	17,830 人	17,570 人	-260 人
		446 学級	440 学級※2	-6 学級
		444 学級(40 人)	437 学級(40 人)	-7 学級
		2 学級(35 人)	2 学級(35 人)	増減なし
	市立	1,360 人	1,360 人	増減なし
		34 学級	34 学級	増減なし
定時制募集定員		1,320 人	1,320 人	増減なし
・学級数		33 学級	33 学級	増減なし
学年制による定時制	県立	680 人	680 人	増減なし
		17 学級	17 学級	増減なし
単位制による定時制	県立	640 人	640 人	増減なし
		16 学級	16 学級	増減なし
通信制募集定員		1,000 人	1,000 人	増減なし

※1 令和 5 年度に伊東高等学校（城ヶ崎分校含む）と伊東商業高等学校の 2 校が再編され、伊豆伊東高等学校 1 校が開校する。

※2 うち、長期欠席生徒選抜実施校の伊豆総合高校土肥分校の普通科及び天竜高校春野校舎の普通科（2 校 2 学級）の学級定員は 35 人で、令和 5 年度に新設される天竜高等学校の福祉科（1 校 1 学級）の学級定員は 20 人となる。

<令和 5 年度生徒募集計画において募集定員に変更がある県立高等学校>

※全日制の課程

学校名	学校全体の学級数変化(増減)	学校名	学校全体の学級数変化(増減)	
下田高校	5→4 学級(普通科-1)	御殿場高校	4→3 学級(工業科-1)	
伊東高校	3→なし	再編整備による	吉原工業高校	5→4 学級(工業科-1)
伊東高校城ヶ崎分校	1→なし		清水西高校	5→4 学級(普通科-1)
伊東商業高校	2→なし		静岡西高校	4→3 学級(普通科-1)
伊豆伊東高校	6 学級		天竜高校	5→5 学級 (総合学科-1、福祉科+1)
伊豆中央高校	5→4 学級(普通科-1)			

※定時制では伊東高校定時制が伊豆伊東高校定時制に再編（募集定員は同じ）

白
紙

第13回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）	P 1
報告 事項 2	令和5年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選考の実施	P25
配付 報告 1	静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	P29

文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

【概要】

10月27日（木）に公表される文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果における本県の主な内容について報告する。

【調査対象期間】

令和3年度（令和3年4月から令和4年3月まで）

【調査対象】

国公私立小・中・高等学校、特別支援学校、都道府県・市町村教育委員会

【県内の公立学校数及び児童生徒数（政令指定都市を含む）】

校種\項目	学校数	児童生徒数
小学校	493校	180,905人
中学校	261校	92,015人
高等学校	95校	61,313人
特別支援学校	38校	4,949人

1 暴力行為の状況

暴力行為の発生件数（※暴力行為：対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の合計）

校種\項目	発生件数	前年度	1000人あたりの発生件数 (前年度比)	前年度
小学校	2,358件 (+767件)	1,591件	13.0件 (+4.4件)	8.6件
中学校	1,209件 (+361件)	848件	13.1件 (+3.9件)	9.2件
高等学校	56件 (-2件)	58件	0.9件 (+0.0件)	0.9件

項目ごとの発生件数

校種\項目	対教師暴力 (前年度比)	生徒間暴力 (前年度比)	対人暴力 (前年度比)	器物損壊 (前年度比)
小学校	355件 (+153件)	1,697件 (+548件)	12件 (-7件)	294件 (+73件)
中学校	197件 (+112件)	835件 (+250件)	12件 (-10件)	165件 (+9件)
高等学校	4件 (+2件)	28件 (-3件)	1件 (-4件)	23件 (+3件)

【小・中学校】

- ・ 小学校における暴力行為は昨年度調査より767件増加しており、その内訳は、対教師暴力が153件増、生徒間暴力が548件増、対人暴力が7件減、器物損壊が73件増であった。暴力行為の発生件数に占める割合は、生徒間暴力が72%と最も高かった。
- ・ 中学校における暴力行為は昨年度調査より361件増加しており、その内訳は、対教師暴力が112件増、生徒間暴力が250件増、対人暴力が10件減、器物損壊が9件増であった。暴力行為の発生件数に占める割合は、生徒間暴力が69%と最も高かった。

- ・小・中学校では、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響を受け、不安やストレスを抱える児童生徒が増えたことが暴力行為増加の一因であると考え。また、これまで控えていた児童生徒同士の関わり合いの増加が、互いに刺激し合う機会の増加へとつながり、生徒間暴力の増加に影響を与えたのではないかと考える。
 - ・「いじめの中には暴力行為が伴うものが存在する」という認識を現場の先生方がもち、いじめの早期発見・早期対応に努めたことが、いじめの認知件数及び暴力行為発生件数の増加につながったと考える。暴力行為を許容しない雰囲気をつくり、様々な機会を捉えて、暴力行為を未然に防止するための指導が大切であると考えられる。
- 【高等学校】**
- ・暴力行為は昨年度より2件減少しており、その内訳は、対教師暴力が2件増、生徒間暴力が3件減、対人暴力が4件減、器物破損が3件増であった。過去2年連続で発生件数が大きく減少しているため、低い水準が維持できていると考える。令和3年度も新型コロナウイルス感染症予防対策としての活動制限の影響や、各学校における生徒の内面に寄り添った指導の充実が推察される。
 - ・暴力行為は、令和3年度は1年生と3年生で多く見られた。「生徒間暴力」の発生件数は、他の項目と比較すると依然として多い。1年生への初期指導とともに、学年が進む中で生徒間及び教職員との信頼関係を深め、安心して学校生活を送ることができるような丁寧な指導が大切であると考えられる。

2 いじめの状況

いじめの認知件数及び解消率

校種\項目	認知件数 (前年度比)	前年度	解消率 (前年度比)	前年度
小学校	15,018件 (+5,926件)	9,092件	65.5% (-1.4P)	66.9%
中学校	4,899件 (+2,282件)	2,617件	63.8% (-0.7P)	64.5%
高等学校	33件 (-35件)	68件	84.8% (+3.9P)	80.9%
特別支援学校	11件 (+1件)	10件	100.0% (+50.0P)	50.0%

いじめ発見のきっかけ（小・中・高・特支で共通して割合の高いもの）

校種\項目	アンケート調査など 学校の取組によって 発見	本人からの訴え	当該児童生徒（本人） の保護者からの訴え
小学校	53.2%	17.4%	13.5%
中学校	26.6%	29.7%	14.5%
高等学校	36.4%	36.4%	15.2%
特別支援学校	54.5%	0.0%	18.2%

いじめの認知件数（小・中・高・特支の合計） ※国公立を含むデータで比較

	認知件数	1,000人あたりの認知件数	前年度差
静岡県	20,122件	52.8件	+22.0件
全国	615,351件	47.7件	+8.0件

いじめの解消率（小・中・高・特支の合計） ※国公立を含むデータで比較

	解消率	前年度差
静岡県	65.3%	-1.1%
全国	80.1%	2.7%

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」（小・中・高・特支の合計）
※国公立を含むデータで比較

	発生件数	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数	1,000人当たりの「重大事態」発生件数
静岡県	16件	8件	10件	0.04件
全国	705件	349件	429件	0.05件

<いじめに関する留意点>

○ 文部科学省の見解等

- ・ 文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。
（『平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて』より）
- ・ いじめ解消の定義
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
 （『平成25年「いじめの防止等のための基本的な方針」』より）
 - ・ 文部科学省は「いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる」「いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することになるため、解消率が前年と比較して下がることは問題ではない」との見解を示している。

○ 本県の対応

- ・ 本県では、「いじめ防止対策推進法」及び「静岡県子どもいじめ防止条例」に基づき、「いじめはどの学校にも、誰にでも起こり得るもの」と捉え、いじめを見逃すことなく組織として認知し、早期に対応するよう各学校に指導している。今後も、認知したいじめの解消に向けた適切な指導・支援を継続するとともに、すべての児童生徒が安心して生活することができる学校づくり、いじめを起こさない、いじめを許さない集団づくり等の未然防止に向けての取組も推進していく。

【小・中学校】

- ・令和2年度に比べ、これまで控えていた各種行事や部活動等の活動を徐々に再開したことにより、児童生徒同士の関わり合う場面が増加したことが、いじめ認知件数の増加の一因であると考えられる。
- ・令和2年度調査と比較して、いじめの認知件数は小学校が5,926件増、中学校では2,282件増と、小・中学校ともに大幅に増加した。各種研修会においていじめの認知について繰り返し丁寧に伝えたり、県独自調査の際にいじめが疑われる事例について情報共有したりしたことで、法に基づいていじめを認知する力が一層高まっていると考える。些細な行為が重大な事態に至ることのないよう、これまで以上に児童生徒に目を配り、初期の段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応するよう周知していく。
- ・いじめの解消率は、小学校が65.5%（前年度比-1.4P）、中学校が63.8%（前年度比-0.7P）とやや減少した。表面的な謝罪をもっていじめの解決と安易に判断していないこと、一定の解決が図られた後にも関係児童生徒の人間関係を注意深く見守り、解消か否かを慎重に見極めること等、法によるいじめ解消の定義が各学校に浸透してきていることが考えられる。引き続き、法によるいじめ解消の定義を十分に意識し、いじめられた側の思いに寄り添った対応を依頼する。
- ・いじめの解消に向けては、引き続き、慎重かつ丁寧に対応するとともに、見逃しや見過ごしによって解決されずに深刻化するいじめがないよう、また、いじめ重大事態が発生しないよう、生徒指導担当者連絡会議等を通じて、適切な対応を依頼する。

【高等学校】

- ・認知した学校数は12校減、発生件数は35件減と、大幅に減少した。各学校において、いじめの未然防止に組織的に取り組むとともに、定期的にアンケートや面談を実施することで、日頃から注意深く生徒を観察している。新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限による活動の減少の影響は依然として大きいと考えられる。また、協働的な学びにより、生徒相互が受容と共感に基づく他者理解を深める場面の増加や、不安定になりがちな生徒へのきめ細やかな配慮や指導など、各学校では実態に応じた指導に取り組んでいる。
- ・いじめの解消率は84.8%となり、令和2年度の80.9%よりも増加した。生徒指導主事研修会等において、いじめ防止対策委員会を中心とした組織的対応への意識を高めていることが、いじめの早期対応による高い解消率の維持につながっていると考えられる。
- ・いじめ発見のきっかけは、アンケート調査及び本人からの訴えによるものが多い。定期的な調査や学級担任への相談など、各学校での細やかな指導により、いじめを訴えやすい環境作りが進んでいると考えられる。引き続き、いじめが疑われたり生徒からの訴えがあったりした場合には、些細なトラブルであっても法に基づきいじめ防止対策委員会を開催して認知を検討することの徹底を、生徒指導地区研究協議会等で呼び掛けていく。

【特別支援学校】

- ・いじめに関する国・県の基本方針の周知や生徒指導主事の協議会実施、各校のいじめ防止基本方針の見直し等を行い、いじめ認知や予防への理解を深めてきた。各校において人権教育の実施や児童生徒の関係性の把握など、事案発生を未然に防ぐよう丁寧に取組んだ結果、件数が前年度同程度に抑えられたと考える。
- ・担任だけでなく、学年内の教員や学習グループの教員など、多くの目で児童生徒の様子を見ることで、児童生徒の発信や異変に気づき、早期の対応につながっていると考える。
- ・年度内に全ての案件が解消した。被害・加害両方の児童生徒に寄り添い、教職員が共に解決策を考えるよう努めている。学年・学部の教職員が役割分担をして対応したり、外部の関係機関に相談したり、学校内外で連携して解決に向かう意識が高まっていると考える。

3 長期欠席（不登校等）の状況

不登校児童生徒数（※当該年度中に、連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒）

校種・課程\項目		不登校児童生徒数 (前年度比)	前年度	不登校児童生徒の割合 (前年度比)	前年度
小学校		2,642人 (+586人)	2,056人	1.46% (+0.35P)	1.11%
中学校		5,388人 (+1,067人)	4,321人	5.86% (+1.16P)	4.70%
高等学校	全日制	516人 (+95人)	421人	0.90% (+0.20P)	0.70%
	定時制	568人 (-54人)	622人	21.65% (+0.12P)	21.53%

全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合 ※国公私立を含むデータ

区別\校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)
全国	1.3%	5.0%	1.3%	16.9%

<不登校に関する留意点>

○ 文部科学省の見解等

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

（『義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針』より）

不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。（『学習指導要領 総則 第3章 第4節 2（3）不登校児童（生徒）への配慮』より）

- 児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、不登校の要因や背景は、年々複雑化・多様化している。また、不登校児童生徒の抱える事情も個々に異なり、本人・学校・家庭に係る様々な要因が関連していることが考えられるため、増減の要因を容易に特定することはできない。

【小・中学校】

- 小・中学校ともに、「不登校児童生徒」として調査を開始した平成10年度以降で、不登校児童生徒数は最多となった。小学校においては586人増加し、中学校においては1,067人増加した。長期にわたる新型コロナウイルス感染症に伴う不安やストレス等が複合的に絡み合い、児童の内面に溜め込まれた漠然とした不安感が大きく影響し、全ての学年において不登校児童生徒数が増加していると考えられる。
- 同学年集団における新規不登校者の増加率が最も高かったのは、小学校では2年生が2.0倍、中学校では1年生が3.7倍であった。
- 中学校において、不登校者数に占める「90日以上欠席している者」の割合（62.9%）が高く、一度不登校に陥ると学校復帰が困難になる傾向が強いと考えられる。
- 小・中学校ともに、「指導の結果、登校するようになった児童生徒数」の割合を昨年度と比較すると、同程度（小：-1.8P、中：+1.5P）であった。

- ・教育機会確保法の理念が浸透するとともに、「学びの場は学校だけではない」という考えが広まったことにより、市町の教育支援センターの利用や、フリースクール等の民間施設・団体に通う児童生徒が増えていることも、不登校児童生徒数の増加の一因であると考え。不登校児童生徒の社会的自立を目指し、多様な学びの場を提供できるよう、関係機関との連携が必要である。

【高等学校】

- ・令和3年度は令和2年度に比べて全日制で95人増加した。定時制では54人の減少だったが、在籍生徒に対する割合は0.12%増加しており、全体的に増加傾向である。全日制では1年生が特に多く、令和2年度よりも大幅に増加していること、主たる要因として入学・進級時の不適応が高い割合を示していることから、コロナ禍で制限された初期指導や人間関係づくりに関するプログラムの重要性がうかがえる。定時制においては、主たる要因として本人に係る状況を挙げる者が352人であり、全体の62%を占めている。生活習慣及び学びへの意欲の向上など、学校や学習への関心を高めるための環境整備が急務と考える。
- ・不登校の要因や背景は、生徒を取り巻く環境の複雑化に伴い多様化している。引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用による心や家庭の問題の解決や学習支援、訪問相談やオンラインでの相談など、多様な相談機会の設定の整備により、不登校生徒の支援を継続する。また、学校や教室が生徒にとって安全・安心な場となるように、教育活動全般を通して支持していくとともに、単位制定時制の学校への「居場所カフェ」の設置などにより、コミュニケーションの機会と校内での安心な居場所を設けて登校の継続維持を促すことで、不登校の未然防止に努める。

4 高等学校の中途退学者

高等学校の中途退学者数

校種・課程\項目		中途退学者数 (前年度比)	前年度	中途退学率 (前年度比)	前年度
高等学校	全日制	484人 (+80人)	404人	0.84% (+0.17P)	0.67%
	定時制	192人 (-68人)	260人	7.32% (-1.68P)	9.00%
	通信制	38人 (+3人)	35人	2.86% (+0.22P)	2.64%

【高等学校】

- ・公立高等学校全体では中途退学者の割合は、令和2年度は1.08%であったが、令和3年度は1.16%に増加した。
- ・全日制では、令和元年度、2年度と減少したが、令和3年度は中途退学者数、中途退学率ともに増加した。定時制では、令和元年度、2年度に続き減少している。単位制の中途退学者数が減少しているが、定時制の中途退学者全体に占める割合は63.5%と依然として高い。
- ・全日制の中途退学者は80人増加しているが、そのうち57人が専門学科であり、学校生活・学業不適応と別の学校への入学希望を理由とする者が増加している。全日制全体でも「進路変更」を理由とする者が50%を超えている。新型コロナウイルス感染症の拡大により高校の情報収集の機会が制限され、高校進学時に適切な学校選択ができていない生徒や、入学後の学習内容への関心の低下や学習の遅れにより、主体的に学ぶ意欲を持つことができていない生徒が増加していることが考えられる。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣事業、総合教育センター教育相談班による相談窓口等により、引き続き中途退学者の減少につなげていく。

5 調査結果を踏まえた対応

(1) 暴力行為・いじめ・不登校等の未然防止、早期対応

- 各学校において、すべての児童生徒が安心・安全に生活することができる「魅力ある学校づくり」を推進し、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育む授業・学級づくり・特別活動・学校行事等に取り組む。
- 市町教育委員会、学校の生徒指導担当者等を対象にした連絡会議において、本調査で見られた課題を共有する。また、いじめ、不登校等の諸課題に係る施策や適切な早期対応について協議及び情報交換を行う。

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- 「何ができるようになるか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善し、仲間とともに考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれることで、児童生徒が「わかった」「おもしろい」と思える授業づくりに取り組む。

(3) 児童生徒の好ましい人間関係の構築

- 小学校1年生から中学校3年生までの9年間で、系統的に人間関係づくりの基本的なスキルを身に付けることを目的に作成した「人間関係づくりプログラム」の活用を推進する。
- 高校入学時の初期指導においても、人間関係づくりの活動を丁寧に行うとともに、協働的な活動における自己表現と相互承認を通して集団の心理的安全性を高めるとともに、面接などで生徒の悩みや不安解消を図る体制づくりを進める。

(4) 速やかな情報共有及び組織的対応、関係機関等との連携

- 児童生徒の様子を丁寧に見とり、気になる様子が見られた際には、組織として情報を共有し、「チーム学校」として適切な指導・支援を可能とするための学校体制を構築するとともに、家庭・地域・関係機関等との連携を強化する。

(5) 教育相談体制の充実、適切な初期対応

- 心理及び福祉の視点から、児童生徒一人ひとりへの適切な支援を可能にするため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を進める。
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間を増加し、学校のニーズに応える。（スクールソーシャルワーカーについては特別支援教育課を除く）

(6) スクールロイヤーの活用

- 法律相談を通して、問題が深刻化しないよう児童生徒の最善の利益を考慮しつつ、学校における適切な対応を推進する。
- 各市町教育委員会生徒指導担当者を対象とした会議及び公立全小中学校生徒指導担当教諭を対象に、スクールロイヤーによるいじめ等の未然防止や適切な初期対応についての講義を実施する。（義務教育課）
- スクールロイヤーを活用した、生徒対象のいじめ予防に関する授業及び生徒指導主事地区別研究協議会における研修や協議などを通して、引き続き、生徒・教職員の人権意識の醸成を図っていく。（高校教育課）

(7) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

- 不登校児童生徒の社会的自立を目指し、教育支援センター（適応指導教室）の利用、自宅におけるIT等を活用した学習支援、フリースクール等の民間施設・団体との連携など、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。

(8) 中・長期的な視点による支援

- 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消に向けて、幼保小及び小中の連携を推進する。

(9) 教職員の多忙化解消

- 困難を抱える児童生徒やその保護者に寄り添い、手厚い支援を可能にする学校体制を構築する。

(10) 児童生徒の問題行動等の調査（県調査）の活用（義務教育課）

- 毎月、県独自で調査している「児童生徒の問題行動等の調査（県調査）」の結果を分析するとともに、把握した諸課題と必要な対応策について、市町教育委員会を通じて学校に発信する。

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋
静岡県（政令市を含む）の公立小・中学校の実態

（義務教育課）

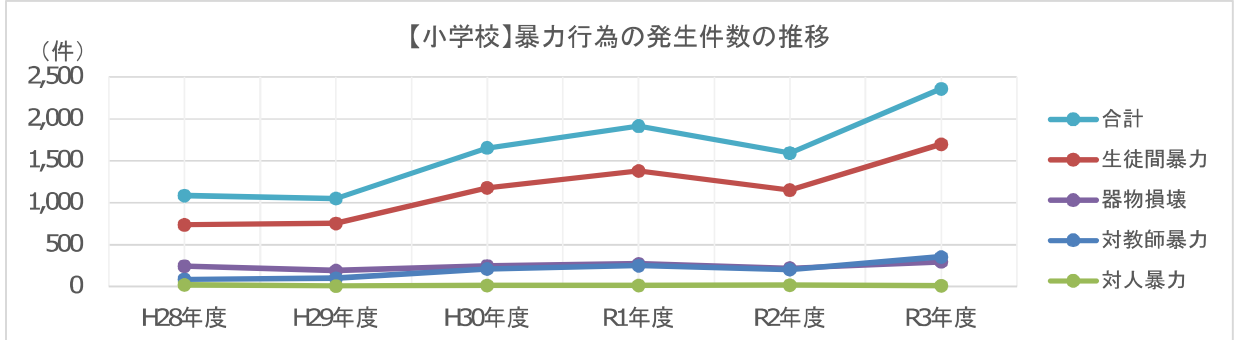
県内の公立学校数及び児童生徒数（政令指定都市を含む）

校種／項目	学校数	児童生徒数
小学校	493校	180,905人
中学校	261校	92,015人

1 暴力行為の状況

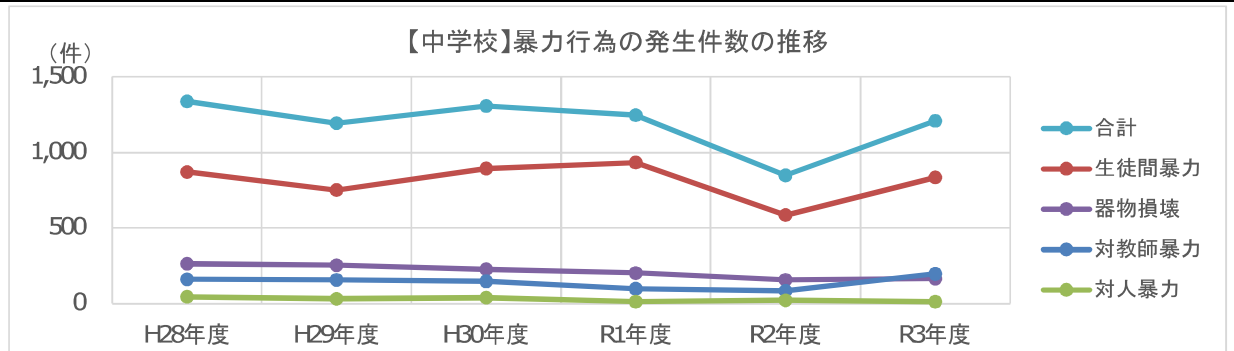
(1) 小学校、発生件数の推移

形態	28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	85	7.8	99	9.4	211	12.8	251	13.1	202	12.7	355	15.1
生徒間暴力	738	67.9	753	71.7	1,179	71.4	1,379	72.1	1,149	72.2	1,697	72.0
対人暴力	20	1.8	7	0.7	16	1.0	13	0.7	19	1.2	12	0.5
器物損壊	244	22.4	191	18.2	246	14.9	270	14.1	221	13.9	294	12.5
合計	1,087		1,050		1,652		1,913		1,591		2,358	



(2) 中学校、発生件数の推移

形態	28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	160	12.0	157	13.2	148	11.3	97	7.8	85	10.0	197	16.3
生徒間暴力	870	65.0	750	62.9	894	68.4	933	74.9	585	69.0	835	69.1
対人暴力	45	3.4	32	2.7	38	2.9	13	1.0	22	2.6	12	1.0
器物損壊	263	19.7	254	21.3	227	17.4	203	16.3	156	18.4	165	13.6
合計	1,338		1,193		1,307		1,246		848		1,209	



義1

2 いじめの状況

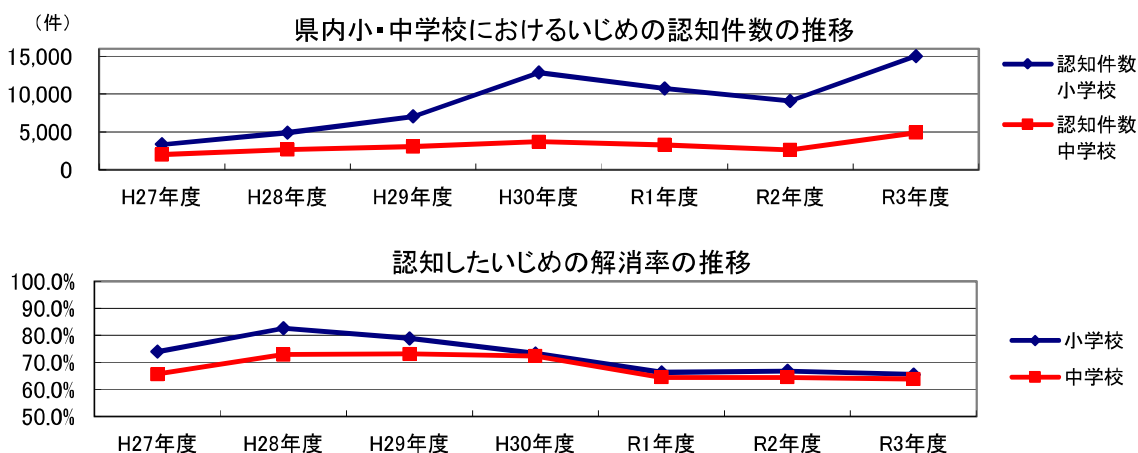
(1) 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(件)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
認知件数	小学校	3,347	4,893	7,029	12,835	10,766	9,092	15,018
	中学校	2,019	2,654	3,052	3,722	3,295	2,617	4,899
	計	5,366	7,547	10,081	16,557	14,061	11,709	19,917
解消率	小学校	74.0%	82.6%	78.8%	73.3%	66.3%	66.9%	65.5%
	中学校	65.6%	72.9%	73.1%	72.3%	64.4%	64.5%	63.8%



※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義（概略）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 指導後のいじめの状況

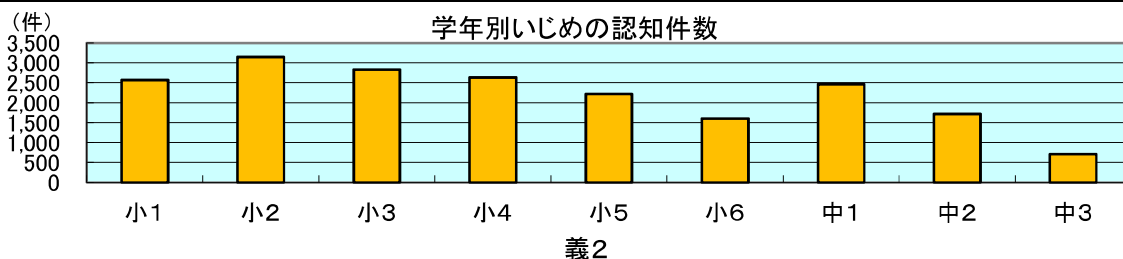
(件)

	小学校				中学校			
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
解消している	9,414	7,139	6,080	9,842	2,691	2,123	1,687	3,128
解消に向けて取組中	2,925	3,612	3,008	5,158	990	1,153	918	1,767
その他	496	15	4	18	41	19	12	4

(3) 学年別いじめの認知件数

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R2年度	1,482	1,831	1,759	1,597	1,371	1,052	1,366	843	408
R3年度	2,573	3,150	2,835	2,634	2,224	1,602	2,467	1,725	707



義2

(4) いじめ発見のきっかけ (件)

区 分	小学校		中学校	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
学級担任が発見	547	1,068	238	518
学級担任以外の教職員が発見	121	284	111	392
養護教諭が発見	13	32	16	33
スクールカウンセラー等の相談員が発見	3	4	8	15
アンケート調査など学校の取組により発見	5,809	7,986	887	1,301
本人からの訴え	1,074	2,610	802	1,457
本人の保護者からの訴え	1,090	2,020	358	709
他の児童生徒からの情報	254	689	137	339
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	166	290	52	101
地域の住民からの情報	6	12	3	6
学校以外の関係機関からの情報	5	15	3	21
その他	4	8	2	7
計	9,092	15,018	2,617	4,899

(5) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	小学校		中学校	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	5,023	7,556	1,728	2,914
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,078	1,463	264	417
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	2,465	4,154	343	735
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	406	1,194	107	341
金品をたかられる	46	97	32	21
持ち物を隠される、盗まれる、壊される等	421	825	113	202
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	681	1,249	152	287
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	115	251	225	468
その他	640	1,142	115	253
計	10,875	17,931	3,079	5,638

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R2年度	R2実施率	R3年度	R3実施率	R2年度	R2実施率	R3年度	R3実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	482	96.2%	480	97.4%	254	96.6%	254	97.3%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	289	57.7%	320	64.9%	173	65.8%	163	62.5%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	473	94.4%	469	95.1%	243	92.4%	246	94.3%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	223	44.5%	246	49.9%	137	52.1%	158	60.5%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	424	84.6%	433	87.8%	240	91.3%	235	90.0%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	339	67.7%	371	75.3%	204	77.6%	207	79.3%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	433	86.4%	426	86.4%	216	82.1%	229	87.7%
P.T.Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	65	13.0%	79	16.0%	46	17.5%	57	21.8%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	94	18.8%	104	21.1%	72	27.4%	82	31.4%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	288	57.5%	321	65.1%	189	71.9%	205	78.5%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	398	79.4%	425	86.2%	211	80.2%	214	82.0%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	500	99.8%	493	100.0%	263	100.0%	261	100.0%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R2年度	R2実施率	R3年度	R3実施率	R2年度	R2実施率	R3年度	R3実施率
アンケート調査の実施	501	100.0%	493	100.0%	263	100.0%	261	100.0%
個別面談の実施	384	76.6%	413	83.8%	242	92.0%	239	91.6%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	242	48.3%	223	45.2%	241	91.6%	239	91.6%
家庭訪問	139	27.7%	150	30.4%	114	43.3%	120	46.0%
その他	33	6.6%	23	4.7%	18	6.8%	13	5.0%

3 長期欠席（不登校等）の状況

(1) 小・中学校の不登校（年間30日以上欠席者）の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	※不登校に関する留意点
小学校	1,214	1,435	1,706	1,981	2,056	2,642	・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。 ・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること。 （「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」より）
県割合	0.63%	0.75%	0.90%	1.05%	1.11%	1.46%	
国割合	0.48%	0.54%	0.70%	0.83%	1.00%	1.30%	
中学校	3,392	3,612	3,984	4,300	4,321	5,388	
県割合	3.49%	3.78%	4.28%	4.68%	4.70%	5.86%	
国割合	3.01%	3.25%	3.65%	3.94%	4.09%	5.00%	
計	4,606	5,047	5,690	6,281	6,377	8,030	

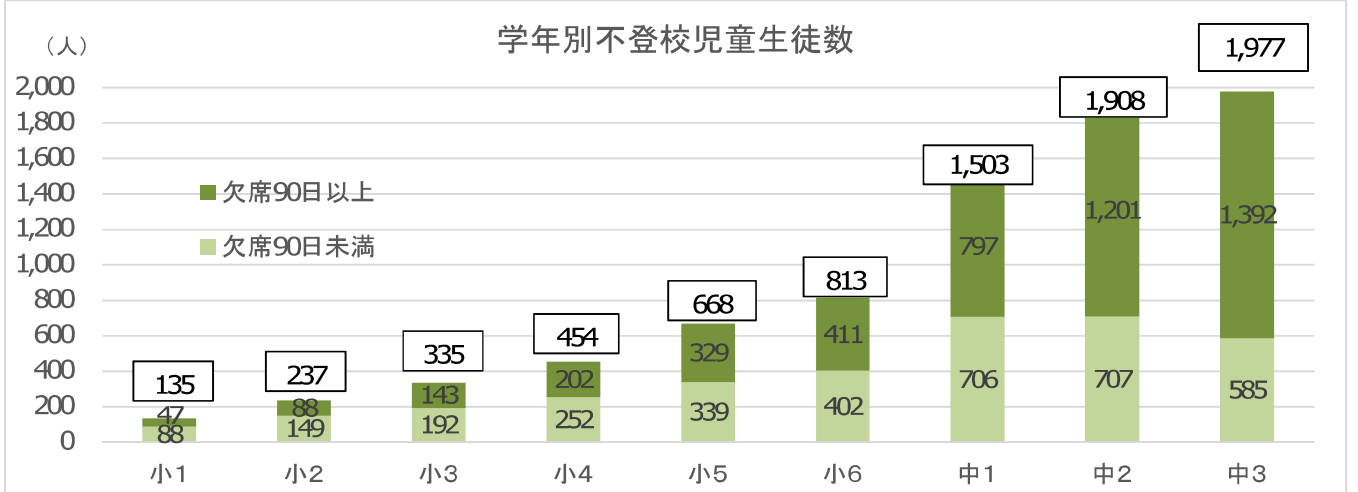
(2) 学年別不登校児童生徒数

※表内の数は人数（ ）内は新規不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R3年度	135	237(171)	335(216)	454(241)	668(348)	813(413)	1,503(1,094)	1,908(865)	1,977(571)
R2年度	99	178(110)	258(161)	396(203)	511(273)	614(297)	1,112(708)	1,623(624)	1,586(399)

(3) 小・中学校における理由別長期欠席者数

区分	在籍児童生徒数	理由別長期欠席者数							合計	
		病気	経済的理由	不登校	うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下	うち、出席日数が0日の者	新型コロナウイルスの感染回避		その他
小学校	180,905	307	4	2,642	1,220	220	73	641	559	4,153
中学校	92,015	553	1	5,388	3,390	771	238	180	326	6,448
計	272,920	860	5	8,030	4,610	991	311	821	474	10,601



(4) 不登校児童生徒への指導結果状況

区分	小学校				中学校			
	R2年度		R3年度		R2年度		R3年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった児童生徒	431	21.0%	508	19.2%	882	20.4%	1,181	21.9%
指導中の児童生徒	1,625	79.0%	2,134	80.8%	3,439	79.6%	4,207	78.1%
計	2,056		2,642		4,321		5,388	

義4

(5) 不登校の要因

	学校に係る状況										家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
	いじめ	問題関係をめぐる友人を排除する	教職員との関係	学業の不振	進路に係る不安	応答等への不適	学校をめぐり問題等	適学入進学、転入の不適	家庭の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、そび、非行	無気力、不安			
小学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	4	149	45	93	0	1	8	47	95	299	46	240	1364	251	
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	14	141	43	264	7	2	19	51	84	540	69	238	391		
中学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	4	703	60	409	40	35	33	237	220	393	148	316	2454	336	
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	13	371	66	570	75	64	60	135	168	518	187	359	659		

表5

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋
 静岡県の公立高等学校の実態

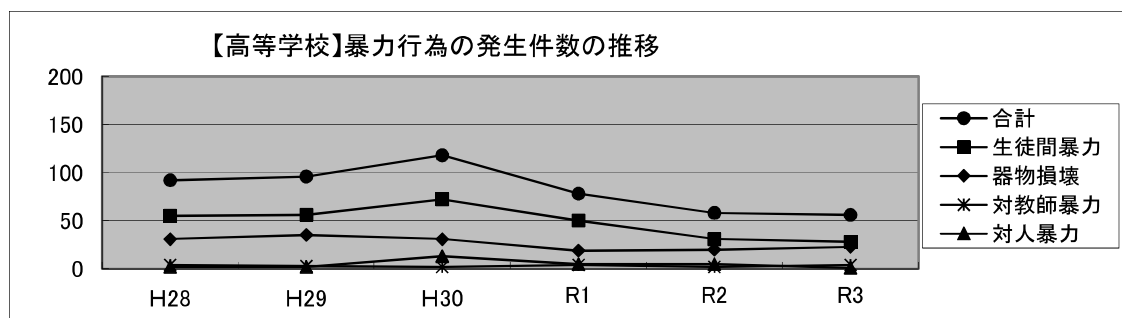
(高校教育課)

令和2年度調査より、学校管理下・学校管理下以外の区分が無くなり、発生件数に統合されたため、本報告は発生件数を掲載した。

1 暴力行為の状況

(1) 高等学校、発生件数の推移

形態	28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	4	4.3	3	3.1	2	1.7	4	5.1	2	3.4	4	7.1
生徒間暴力	55	59.8	56	58.3	72	61.0	50	64.1	31	53.4	28	50.0
対人暴力	2	2.2	2	2.1	13	11.0	5	6.4	5	8.6	1	1.8
器物損壊	31	33.7	35	36.5	31	26.3	19	24.4	20	34.5	23	41.1
合計	92		96		118		78		58		56	



令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋

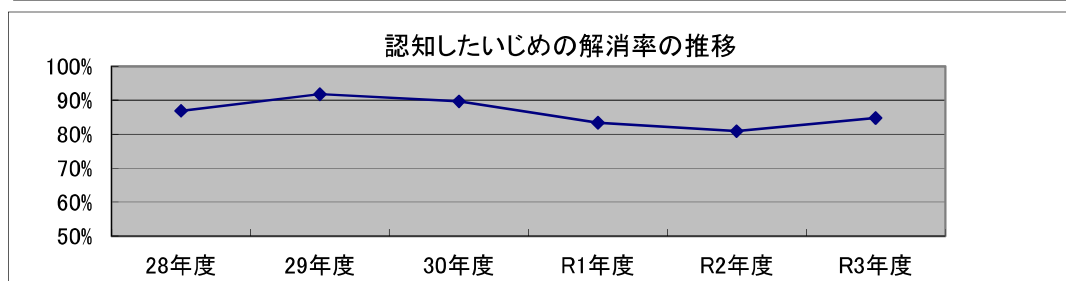
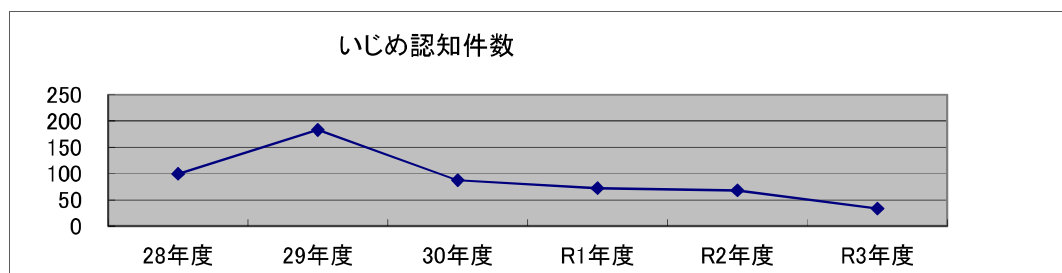
(1) いじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(件)

	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
認知件数	99	183	87	72	68	33
解消率	86.9%	91.8%	89.7%	83.3%	80.9%	84.8%



※解消率は、認知件数に対して「解消している」と回答した件数の割合

(2) 指導後のいじめの状況 (件)

	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
解消している	168	78	60	55	28
解消に向けて取組中	14	7	10	11	3
その他	1	2	2	2	2

(3) 学年別いじめの認知件数 (件)

学年	1年	2年	3年
R3年度	15	10	8
R2年度	32	24	12

※ 定時制第4学年は、第3学年に含む。

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋

(4) いじめ発見のきっかけ (件)

区 分	R2年度	R3年度
学級担任が発見	1	0
学級担任以外の教職員が発見	3	0
養護教諭が発見	1	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	31	12
本人からの訴え	21	12
本人の保護者からの訴え	5	5
他の児童生徒からの情報	5	4
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	1	0
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	0
その他	0	0
計	68	33

(5) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	R2年度	R3年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	50	22
仲間はずれ、集団による無視をされる	6	4
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	9	5
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	0	2
金品をたかられる	1	0
持ち物を隠される、盗まれる、壊される等	2	1
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	6	1
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	10	9
その他	1	0
計	85	44

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	R2年度	R2実施率	R3年度	R3実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	78	68%	80	70%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	22	19%	20	17%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	34	30%	36	31%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	44	38%	45	39%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	94	82%	101	88%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	65	57%	78	68%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	75	65%	73	63%
P.T.Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	9	8%	9	8%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	16	14%	10	9%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	62	54%	67	58%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	86	75%	54	47%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	48	42%	115	100%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	R2年度	R2実施率	R3年度	R3実施率
アンケート調査の実施	115	100%	113	98%
個別面談の実施	77	67%	75	65%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	16	14%	18	16%
家庭訪問	9	8%	11	10%
その他	1	1%	2	2%

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋

(1) 不登校（年間30日以上欠席者）の推移

区分		28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
人数	全日制	370	477	504	469	421	516
	定時制	385	442	688	431	622	568
割合	全日制	0.57	0.74	0.79	0.74	0.70	0.90
	定時制	12.75	14.96	23.64	14.95	21.53	21.65
国割合	全日制	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.3
	定時制	16.1	15.8	16.3	15.7	14.5	16.9

(2) 学年別不登校児童生徒数

(全日制)

学年	1年	2年	3年	単位制	合計
R3年度	195	158	95	68	516
R2年度	146	135	85	55	421

(定時制)

学年	1年	2年	3年	4年	単位制	合計
R3年度	13	21	19	7	508	568
R2年度	24	9	13	3	573	622

(3) 理由別長期欠席者数

	在籍者数 (人) (A) (令和3年5月1日現在)	長期欠席者 (人)											(2) 不登校生徒の割合 (%) (B/A×100)
		(1) 理由別長期欠席者数 (人)											
		病気	経済的理由	不登校 (B)						新型コロナウイルスの感染回避	その他	合計	
中退	原級留置			うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者							
全日制	57,359	203	2	516	193	35	80	15	6	16	73	810	0.90
定時制	2,624	81	11	568	127	17	196	91	46	1	21	682	21.65
合計	59,983	284	13	1,084	320	52	276	106	52	17	94	1,492	1.81

(4) 不登校児童生徒への指導結果状況

区 分	全日制		定時制	
	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった生徒	275	53.3	187	32.9
指導中の児童生徒	241	46.7	381	67.1
計	516		568	

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋
(全日制)

内訳 区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐめる問題	教職員との関係をめぐめる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐめる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行	無気力・不安	
主たる要因	1	69	5	52	18	8	1	99	8	24	7	26	185	13
主たるもの以外にも当てはまる要因	0	26	4	13	34	6	2	18	2	16	2	9	34	
計	1	95	9	65	52	14	3	117	10	40	9	35	219	13

(定時制)

内訳 区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐめる問題	教職員との関係をめぐめる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐめる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行	無気力・不安	
主たる要因	0	19	2	33	5	0	0	25	16	15	8	158	194	93
主たるもの以外にも当てはまる要因	0	0	0	15	3	0	3	7	2	8	6	26	33	
計	0	19	2	48	8	0	3	32	18	23	14	184	227	93

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋

(1) 中途退学者数及び中途退学率

(割合：中途退学者数／生徒総数、計と高校進学率は、通信制を除いたものである。)

年 度		28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
全日制	人 数	341	441	544	429	404	484
	割合(%)	0.5	0.68	0.85	0.68	0.67	0.84
定時制	人 数	336	308	424	309	260	192
	割合(%)	11.1	10.5	14.6	10.7	9.0	7.3
計	人 数	677	749	968	738	664	676
	割合(%)	0.99	1.1	1.45	1.1	1.05	1.13
本県高校進学率(%)		95.7	95.7	95.1	94.5	94.2	93.5
全国中退率(公立)(%)		1.4	1.3	1.3	1.1	1.0	1.0
通信制	人 数	21	28	31	39	35	38
	割合(%)	1.49	2.2	2.4	3	2.64	2.86

(2) 中途退学の理由

(全日制)

	学業不振等	学校生活・学業不適応	進路変更	病気が死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他	計
1年	8	69	97	4	0	7	2	2	189
2年	4	43	78	8	1	1	5	1	141
3年	3	26	34	2	0	2	3	6	76
単位制	2	13	42	4	1	10	4	2	78
計	17	151	251	18	2	20	14	11	484
割合(%)	3.5	31.2	51.9	3.7	0.4	4.1	2.9	2.3	100.0

(定時制)

	学業不振等	学校生活・学業不適応	進路変更	病気が死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他	計
1年	2	12	13	0	0	4	0	0	31
2年	0	3	5	2	0	7	0	1	18
3年	0	5	3	0	0	1	3	1	13
4年	0	0	3	0	0	1	1	3	8
単位制	13	39	58	1	1	4	1	5	122
計	15	59	82	3	1	17	5	10	192
割合(%)	7.8	30.7	42.7	1.6	0.5	8.9	2.6	5.2	100.0

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋
静岡県公立特別支援学校の実態

(特別支援教育課)

いじめの状況

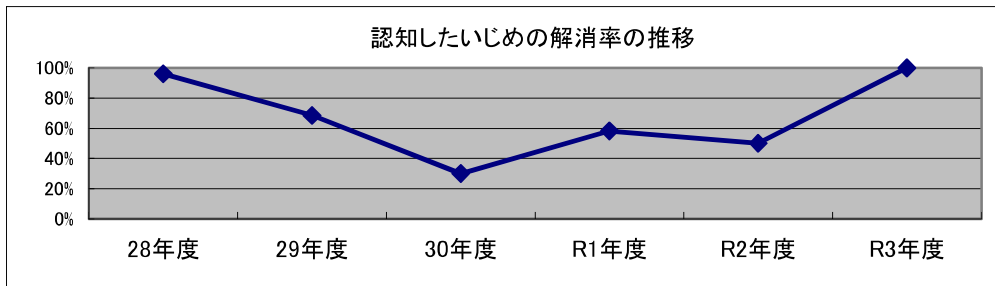
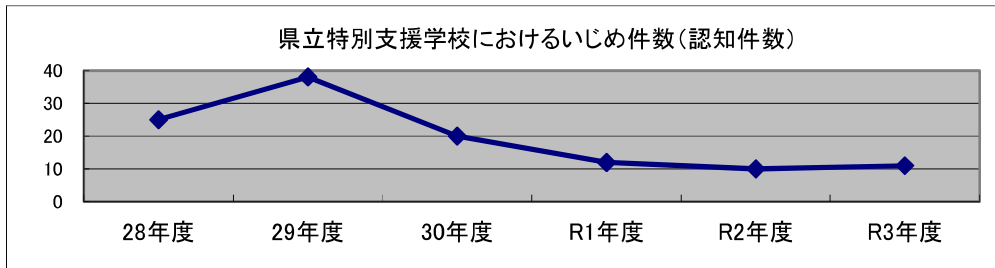
(1) 特別支援学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(件)

	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
認知件数	25	38	20	12	10	11
解消率	96.0%	68.4%	30.0%	58.3%	50.0%	100.0%



※解消率は、認知件数に対して「解消している」と回答した件数の割合

(2) 指導後のいじめの状況

(件)

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
解消している	6	7	5	11
一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	解消に向けて取組中	解消に向けて取組中	解消に向けて取組中
解消に向けて取り組み中	14	4	5	0
その他(他校へ転学等)	0	1	0	0

(3) 学部別いじめの認知件数

(件)

	小学部	中学部	高等部
R2年度	2	1	7
R3年度	0	3	8



特 1

(4)いじめ発見のきっかけ (件)

	R2年度	R3年度
学級担任が発見	1	0
学級担任以外の教職員が発見	1	3
養護教諭が発見	0	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	6	6
本人からの訴え	1	0
本人の保護者からの訴え	1	2
他の児童生徒からの情報	0	0
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0	0
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	0
その他	0	0
計	10	11

(5)いじめの態様 (複数回答可) (件)

	R2年度	R3年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	7	4
仲間はずれ、集団による無視をされる	0	1
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	5	1
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	0	1
金品をたかられる	0	2
金品を隠される、盗まれる、壊される等	0	0
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	0	2
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	0	1
その他	3	0
計	15	12

(6)学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

	R2年度	R2年実施率	R3年度	R3年実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	29	78%	27	71%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	15	41%	11	29%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導を行った。	34	92%	32	84%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	27	73%	25	66%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	27	73%	31	82%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	19	51%	17	45%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、の理解を得るように努めた。	36	97%	35	92%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	4	11%	3	8%
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	4	11%	9	24%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	19	51%	24	63%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	32	86%	32	84%
いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を召集した。	37	100%	38	100%

(7)いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

	R2年度	R2年実施率	R3年度	R3年実施率
アンケート調査の実施	33	89%	36	95%
個別面談の実施	28	76%	25	66%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	19	51%	18	47%
家庭訪問	6	16%	4	11%
その他	0	0%	1	3%

令和3年度

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとする。その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

II 調査対象期間

令和3年度間

III 調査項目(調査対象)

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 暴力行為 | 国公立小・中・高等学校 |
| 2 いじめ | 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 3 出席停止 | 市町村教育委員会 |
| 4 小・中学校の長期欠席(不登校等) | 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 5 高等学校の長期欠席(不登校等) | 国公立高等学校 |
| 6 高等学校中途退学等 | 国公立高等学校 |
| 7 自殺 | 国公立小・中・高等学校 |
| 8 教育相談 | 都道府県・市町村教育委員会 |



【調査結果のポイント】

1 いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件(前年度517,163件)であり、前年度に比べ98,188件(19.0%)増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件(前年度39.7件)。
- 令和2年度は全校種で大幅な減少となったが、令和3年度では全校種で再び増加となった。
- いじめの重大事態の件数は705件(前年度514件)であり、前年度に比べ191件(37.2%)増加した。
- 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となったが、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどで、いじめの認知件数が増加した。
- 年度末時点でのいじめの解消状況については、493,154件(80.1%)となっており、早期発見・早期対応ができた件数も多くなっている。
- いじめの積極的認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前に未然防止することが重要であるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならぬ。

2 暴力行為

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は76,441件(前年度66,201件)であり、前年度から10,240件(15.5%)増加。児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.0件(前年度5.1件)。
- 令和2年度は全校種で暴力行為の減少がみられたが、小学校・中学校においては増加となった。一方、近年減少傾向にある高等学校の暴力行為は、大幅に減少した令和2年度とほぼ同数となった。
- 小・中学校では新型コロナウイルスの感染症の影響から、ストレスを抱える児童生徒が増えたことなどが、暴力行為の発生件数の増加の一因となった。

3 長期欠席

- 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和2年度と同様に、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。また「新型コロナウイルスの感染回避」を理由とする長期欠席を引き続き調査した。
- 「新型コロナウイルスの感染回避」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校42,963人(前年度14,238人)、中学校16,353人(前年度6,667人)、高等学校12,388人(前年度9,382人)となり増加となった。

(長期欠席のうち小中学校における不登校)

- 小・中学校における不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、前年度から48,813人(24.9%)増加。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.6%(前年度2.0%)。
- 過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している(小学校H28:0.5%→R03:1.3%、中学校 H28:3.0%→R03:5.0%)。
- 不登校児童生徒の63.7%に当たる156,009人の児童生徒が、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。
- 不登校児童生徒数が9年連続で増加、約55%の不登校児童生徒が90日以上欠席している。児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

4 中途退学

- 高等学校における中途退学者数は38,928人(前年度34,965人)であり、中途退学率は1.2%(前年度1.1%)。
- 中途退学者数は、平成25年度以降減少傾向にあるが、令和3年度は増加となった。

5 自殺

- 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は368人(前年度415人)。
- 調査開始以来過去最多であった昨年度より減少したものの、小中学生は増加傾向にある。
- 児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況である。

【文部科学省の対策】

調査結果からは、新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子供たちの行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえる。人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要があり、引き続き周囲の大人が子供たちのSOSを受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関等に繋げて対処していくことが重要である。

このため、共通する施策として、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制の充実を推進する。また、未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみで取組を推進する。

上記に加え、いじめについては、いじめ防止対策推進法の定義に基づきいじめの認知と組織的対応を徹底することを管理職をはじめ全ての教職員等向けに周知を図る。また自殺については、令和3年6月に取りまとめられた「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」を踏まえ、SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育や教職員に対する普及啓発等の実施を推進する。

白
紙

(件名)

令和 5 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び
令和 5 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）
高等部専攻科入学者選考の実施

(特別支援教育課)

(要旨)

令和 5 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び令和 5 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施について次のとおり告示する。

(告示内容)

第 1 静岡県立特別支援学校高等部入学者選考

1 募集定員

高等部の各学校、各学科の募集定員は、別に公示する。

2 志願資格

入学を志願することができる者は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に定められた障害を有する者で、次の (1) から (4) までのいずれかに該当する者とする。

(1) 令和 5 年 3 月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者

(2) 令和 5 年 3 月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者

(3) 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者

(4) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の各号のいずれかに該当する者

3 願書受付期間、検査実施期日等

(1) 一般選考

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校 (本校、沼津分室、静岡分室) 静岡県立沼津聴覚特別支援学校 静岡県立天竜特別支援学校	令和5年 2月15日(水)から 2月17日(金)午後3時まで	3月2日(木)	3月14日(火) 正午以降
静岡県立伊豆の国特別支援学校 静岡県立御殿場特別支援学校 静岡県立沼津特別支援学校 静岡県立富士特別支援学校 静岡県立清水特別支援学校 静岡県立静岡北特別支援学校 静岡県立藤枝特別支援学校 静岡県立吉田特別支援学校 静岡県立掛川特別支援学校 静岡県立袋井特別支援学校 静岡県立浜北特別支援学校 静岡県立浜松特別支援学校 静岡県立浜松みをつくし特別支援学校 静岡県立浜名特別支援学校 静岡県立東部特別支援学校 静岡県立中央特別支援学校 静岡県立西部特別支援学校	令和5年 1月27日(金)から 1月31日(火)午後3時まで (土曜及び日曜を除く。)	2月9日(木)	2月21日(火) 正午以降
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校 静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校 静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校 静岡県立富士特別支援学校富士東分校 静岡県立富士特別支援学校富士宮分校 静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校 静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校 静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校 静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校 静岡県立浜松特別支援学校城北分校	令和5年 1月4日(水)から 1月6日(金)午後3時まで	1月17日(火)	1月27日(金) 正午以降

(2) 再募集

すべての特別支援学校高等部で一般選考を実施し、その結果、合格者が募集定員に満たなかった学校においては再募集する。

再募集の実施及び募集人数は、一般選考合格者の発表後、各学校へ希望者が問い合わせる。

4 その他

詳細については、令和5年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考実施要領による。

第2 静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考

1 募集定員

専攻科の各学校、各学科の募集定員は、別に公示する。

2 志願資格

入学を志願することができる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定められた障害を有する者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

(1) 令和5年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業見込みの者

(2) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の各号のいずれかに該当する者

3 願書受付期間、検査実施期日等

(1) 一般選考

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校	令和5年 2月15日（水）から 2月17日（金）午後3時まで	3月2日（木）	3月14日（火） 正午以降

(2) 再募集

静岡県立浜松視覚特別支援学校の専攻科で一般選考を実施し、その結果、合格者が募集定員に満たなかった学校においては再募集する。

再募集の実施及び募集人数は、一般選考合格者の発表後、各学校へ希望者が問い合わせる。

4 その他

詳細については、令和5年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考実施要領による。

白
紙

(件 名)

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正

(教育総務課)

専決処理により、静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則を改正した。

◎ 趣旨

- 令和 4 年 9 月議会で静岡県職員の退職手当に関する条例（以下、「条例」という。）が改正されたことに伴い、静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する。
- 本規則は、市町の県費負担教職員の退職手当の取扱いについて定めたものであり、県の人事委員会規則（静岡県職員の退職手当に関する規則）と同じ内容とする必要があるため、改正内容については、県の人事委員会規則に倣うものとし、個別の検討を要しないものである。
- 改正内容は、次の 2 点が条例に規定されたことに伴い、必要となる要件を定め、合わせて様式や文言の修正を行うものである。（人事委員会規則と同じ改正を行う。）
 - 1 雇用保険法の改正を踏まえ、退職の日後に事業を開始した職員がその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間は失業者の退職手当の受給期間に参入しないこととされた。
 - 2 非常勤職員について、退職手当の支給対象となる職員としてみなす要件となる 1 箇月の勤務必要日数を、1 箇月の要勤務日数が 20 日未満の場合、その要勤務日数に応じた日数以上とされた。

◎ 適用期日

上記 1 の改正：令和 4 年 7 月 1 日

上記 2 の改正：令和 4 年 10 月 1 日

白
紙